

公 告

本組合、通常総会招集について、定款第5条の規程により第24回通常総会開催を次のとおり公告いたします。

令和4年 3月29日

新おたる農業協同組合
代表理事組合長 森 一義

記

- 1、開催日時 令和4年 4月21日(木曜日)午前9時00分
2、場 所 仁木町民センター(余市郡仁木町西町1丁目36番地1)
3、附議事項 下記議案のとおり

議案第1号 令和3年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表の承認について
令和3年度の実業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表を確定させるために承認を願うものです。
又、経営基盤強化積立金の積立、固定資産等拡充強化積立金の積立については、定款65条に定める組合事業の改善のための支出にあてることを目的とする事の承認を願うものです。

議案第2号 令和4年度事業計画の設定について
令和4年度事業計画の承認を願うものであります。
なお、年度の途中において事業計画のうち軽微な事項につき一部変更を要するに至ったときは、理事会に一任願いたい。

議案第3号 賦課金の賦課及び徴収方法について
定款第24条に定めのある経費の賦課について、令和4年度の賦課金について承認を願うものであります。
令和4年度における営農指導事業に係わる賦課金の賦課及び徴収方法については次のとおりといたしたい。(消費税の課税判定は課税対象外である。)

戸 数 割	正 組 合 員 1 戸 あ た り	25,000 円
耕作面積割 (10a当たり)	田 ・ 畑	300 円
	採草放牧地(飼料用作物も含む)	50 円

賦課基準日は令和4年6月末を基準とし、徴収方法は令和4年11月15日を期日とし貯金・クミカン・または現金により徴収する。最終期限は令和4年11月30日とする。

議案第4号 役員報酬の支給について
令和4年度の役員報酬について承認を願うものであります。
令和4年度の役員報酬等については、組合員5名から構成される「役員報酬審議会」において、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を検討して出された「答申」を踏まえ、次のとおりといたしたい。
(1) 理事10名の報酬については総額は9,850千円の範囲内とし、各理事の報酬額、支給方法については、理事会に一任願いたい。
(2) 監事3名の報酬の総額は1,450千円の範囲内とし、各監事の報酬額、支給方法については監事会に一任願いたい。

議案第5号 定款の変更について
主な変更理由～ 事業所を閉鎖した為、従たる事務所の規定を削除する。
役員定数のうち理事の定数を10名から9名へ変更する。
農協法施行規則の改正によりリスク管理債権の用語・定義変更が行われたため、理事会の決議事項のうち「不良債権の処理方針に関する事項」の内容を修正する。
農協法第35条の7、第35条の8の改正に伴い、役員等とy博引賠償責任保険契約を締結する場合は、理事会決議が必要となったため変更する。

議案第6号 信用事業規程の変更について
主な変更理由～ 信用事業における振替業、両替、その他附帯事業(iDeCo個人型確定拠出年金)追加に伴い規定の追加及び字句の修正を行う。

報告事項 I 令和3年度労働保険事務組合保険料徴収・納付状況について

報告事項 II 労働保険事務組合事務処理規程の変更に係る報告について

報告事項 II JAバンク基本方針の変更について